

平成 24 年 4 月の浄水場(所)の原水の放射能測定結果について

東京都水道局で測定した平成 24 年 4 月の原水(水道水の原料となる河川水等)の放射能の測定結果をお知らせします。

なお、平成 24 年 4 月より、各水系を代表する浄水場については週 1 回、その他の主要浄水場及び多摩地区等の表流水・伏流水・浅井戸を原水とする浄水所については概ね月 1 回測定します。

1 各水系を代表する浄水場：週 1 回の測定

(1) 金町浄水場(利根川・江戸川水系)

単位：Bq/kg

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
4 月 2 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)
4 月 9 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 1)
4 月 16 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)
4 月 23 日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)
4 月 30 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 1)	不検出 (検出限界値 0.9)

(2) 朝霞浄水場(利根川・荒川水系)

単位：Bq/kg

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
4 月 3 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.8)
4 月 10 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)
4 月 17 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)
4 月 24 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)

(3) 小作浄水場(多摩川水系)

単位：Bq/kg

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
4 月 4 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.5)	不検出 (検出限界値 0.8)
4 月 11 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.9)
4 月 18 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)
4 月 25 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.9)

(4) 東村山浄水場(多摩川水系)

単位：Bq/kg

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
4 月 5 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)
4 月 12 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)
4 月 19 日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.8)
4 月 26 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.9)

(5) 長沢浄水場(相模川水系)

単位：Bq/kg

採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
4 月 6 日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)

4月13日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)
4月20日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)
4月27日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.6)

1 採水時間：午前9時採水

2 検査機関：東京都水道局水質センター

3 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「 月 日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、 月 日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8 Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8 Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

2 その他の主要浄水場：概ね月1回の測定

単位：Bq/kg

採水場所	採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
砧下浄水場 (多摩川水系)	4月27日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 1)
三郷浄水場 (利根川・江戸川水系)	4月30日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.6)

1 採水時間：午前9時採水

2 検査機関：東京都水道局水質センター

3 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「 月 日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、 月 日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8 Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8 Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

3 多摩地区等の表流水・伏流水・浅井戸を水源とする浄水所：概ね月1回の測定

<表流水を水源とする浄水所>

採水場所	水源	採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
戸倉浄水所 (あきる野市戸倉 261-2)	表流水 (盆堀川・秋川)	4月2日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)

深沢浄水所 (あきる野市深沢 560-6)	表流水 (深沢川)	4月3日	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)
小河内浄水所 (奥多摩町留浦字 雨風り 1310-10 外)	表流水 (雲風呂谷)	4月5日	不検出 (検出限界値 0.5)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)
乙津浄水所 (あきる野市乙津 1464-2)	表流水 (大沢川)	4月10日	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)
桧村浄水所 (奥多摩町境字 ひむら 47 口外)	表流水 (川乗谷)	4月12日	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)
氷川浄水所 (奥多摩町氷川字大 氷川 316 外)	表流水 (川乗谷)	4月15日	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)
棚沢浄水所 (奥多摩町棚澤字 柏の木 583-5)	表流水 (西沢)	4月17日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)
大丹波浄水所 (奥多摩町大丹波字 奥中茶屋 498)	表流水 (大丹波川)	4月24日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)
日原浄水所 (奥多摩町日原字小 川 1055-5)	表流水 (カロー谷)	4月25日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)

1 検査機関：東京都水道局水質センター

2 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「 月 日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、 月 日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8 Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8 Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

< 伏流水を水源とする浄水所 >

単位：Bq/kg

採水場所	水源	採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
成木浄水所 (青梅市成木 7-1591-3)	伏流水 (成木川)	4月4日	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)

千ヶ瀬第二浄水所 (青梅市千ヶ瀬町 1-69-1)	伏流水 (多摩川)	4月8日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)
御岳山浄水所 (青梅市御岳山 179-2)	伏流水 (河鹿沢・ 芥場沢)	4月9日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)
沢井第一浄水所 (青梅市沢井 1-535-3)	伏流水 (谷久保川)	4月11日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)
日向和田浄水所 (青梅市日向和田 2-370)	伏流水 (多摩川)	4月16日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)
沢井第二浄水所 (青梅市沢井 3-667)	伏流水 (青渭川)	4月18日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 1)
高月浄水所 (八王子市高月町 400)	伏流水 (秋川)	4月22日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)
二俣尾浄水所 (青梅市二俣尾 5-51-1)	伏流水 (多摩川)	4月23日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.9)

1 検査機関：東京都水道局水質センター

2 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「月日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、月日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8 Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8 Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

<地下水(浅井戸)を水源とする浄水所>

単位：Bq/kg

採水場所	水源	採水日	放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)	放射性セシウム (セシウム 134)	放射性セシウム (セシウム 137)
上代継浄水所 (あきる野市上代継 407)	地下水 (浅井戸)	4月1日	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.8)
上石原浄水所 (調布市上石原 1-34-7)	地下水 (浅・深井戸)	4月25日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)
杉並浄水所 (杉並区善福寺)	地下水 (浅井戸)	4月26日	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)

3-28-5)					
---------	--	--	--	--	--

- 1 検査機関：東京都水道局水質センター
- 2 「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。
たとえば、「 月 日 浄水場、不検出(検出限界値 0.8)」とあるのは、 月 日の 浄水場の検体において、検出できる最小値が 0.8 Bq/kg であり、この水の放射性物質濃度は「0.8 Bq/kg 未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。